

岩内・寿都地方消防組合  
岩内消防署庁舎照明設備 LED 化事業  
公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 3 月

岩内・寿都地方消防組合

## 岩内消防署庁舎照明設備LED化事業公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

(1) 件名

岩内消防署庁舎照明設備LED化事業（以下「本事業」という。）

(2) 業務の目的

本事業は岩内・寿都地方消防組合（以下「当組合」とする）が岩内消防署庁舎に設置されている照明器具において、リース手法を用いて高効率照明であるLED照明器具を導入することを目的とする。

(3) 業務内容

- ① 設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ② リース期間中における設備の維持管理業務

(4) 事業場所

別紙「岩内消防署庁舎設照明設備LED化事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(5) 契約上限金額

契約上限金額 13,310,000 円／120 か月（金額は、消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本事業の規模を示すものである。

(6) 事業期間

① 設備導入工事期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

② リース期間

設備導入工事完了年度の翌年度4月1日から10年間（120 か月）

なお、本事業で賃貸借した器具については、賃貸借期間終了後、当組合に無償譲渡されるものとする。

### 2. 参加資格要件

本プロポーザルへの企画提案に参加しようとする者は、参加資格として以下の要件の全てを満たしているものとする。

(1) 参加者は、次の業務を履行する能力を有する事業者で、グループを構成しての応募も可能とする。

- ① 機器をリース及び管理する業務
- ② その他、業務遂行上必要な業務

(2) グループを構成して応募する場合の要件は、次のとおりとする。なお、構成員に含まれない協力事業者が複数のグループに協力することは妨げないが、当該事業者は各参加者に対して公平に情報を開示し、特定の参加者に有利な便宜を図ってはならない。

① グループの構成と代表者の責務

グループの代表者は、機器をリース及び管理する事業者とする。代表者は当組合との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、それぞれの構成員は連携して業務遂行の責を負うものとする。

② 重複参加の禁止

各構成員は、他のグループの構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、単独で参加する者は、他のグループの構成員となることはできない。

③ 構成員の変更禁止

参加表明後の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合であって当組合との協議により当組合が認めたときは、この限りでない。

- (3) 参加者又はグループ代表者（以下、「参加者等」という）は参加申込時において、構成員及び協力事業者を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。
- (4) 参加者等は提案に必要な諸手続きを行うほか、受託候補者となった場合は、契約等に係る諸手続きを行う。
- (5) 北海道内に本店又は支店、営業所を有していること。
- (6) 参加者等及びグループの構成員は、企画提案書の提出日において令和7・8年度の岩内・寿都地方消防組合競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 参加者又は参加表明をする法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者でないこと。
- (8) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）に掲げる者でないこと。
- (10) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (11) 契約締結までの間に、国、北海道及び岩内・寿都地方消防組合から競争入札参加資格者について指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）及び暴力団又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (13) 自己の責任による災害、事故について迅速に対応が出来るとともに相応の補償能力があること。

### 3. 契約方法

提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、

評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として選定する。選定後、速やかに随意契約により賃貸借契約（仮契約）を締結し、岩内・寿都地方消防組合議会での議決を経た後、本契約を締結するものとする。本プロポーザルは、令和8年度予算成立前の年度開始準備行為であることから、予算が成立しなかった場合には契約を行わないこととする。

なお、第1優先契約候補者に選定された事業者が辞退した場合、若しくは「2. 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を第2優先契約候補者に選定し、契約の交渉を行うこととする。

また、参加提案者が1者の場合にあっても審査を実施し、提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を契約候補者として選定するものとする。

#### 4. 質疑の受付と回答

- (1) 提出書類 〈様式第4号 質問書〉を使用した文章によるものとする。
- (2) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (3) 提出方法 電子メールにて提出すること。

※件名を「岩内消防署庁舎照明設備LED化事業に関する質問（貴社名）」とすること。

- (4) 受付期間 令和8年3月16日（月）から3月25日（水）17時00分まで（必着）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は受付期間終了後に一括で行うこととし、令和8年3月30日（月）までに、岩内・寿都地方消防組合公式ホームページで公開する。
- (6) その他 本要領及び仕様書に関する内容以外の質問は受け付けないものとする。

#### 5. 参加表明書に関する事項

##### (1) 提出書類

提出書類は下記のとおりとする。

- ① 〈様式第1号 参加表明書〉（参加者の代表者）
- ② 〈様式第2号 グループ構成表〉（グループを構成する場合のみ）
- ③ 〈様式第3号 参加表明事業者概要調書〉（参加者及び構成員のみ）

※事業実績については、参加者等分のみ記載することとし、契約書の写し、業務の概要がわかるものを添付すること。

- ④ 〈任意様式 協力事業者一覧〉

※協力事業者一覧については、所在地、会社名、代表者名、電話番号、担当役割を記載すること。

- (2) 提出期限 令和8年3月31日（火）17時00分まで
- (3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。
- (4) 提出方法 電子メールにて提出すること。
- (5) 参加事業者の決定

提出のあった参加表明書を審査のうえ参加事業者を決定し、参加表明のあった事業者に対し、審査結果を令和8年4月2日（木）までに電子メールにて通知する。

## 6. 企画提案書に関する事項

### (1) 提出書類

- ① 〈様式第5号 企画提案書〉（企画提案書はA4版で、全体で15ページ以内（表紙は含めない。）とすること。）
- ② 〈任意様式 見積書及び内訳書〉

(2) 提出期限 令和8年4月15日（水）17時00分まで（持参、郵送共に必着）

(3) 提出場所 「10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかに限る。）

### (5) 提出部数

- ① 紙媒体 8部（会社名等を記入したもの1部、記入しないもの7部）

※ プロポーザルの審査委員が企画提案書を公平に評価するため提案した企業名等が特定されないように配慮するためである。企画提案書本文においても、提案企業名がわからないよう配慮すること。

- ② 電子媒体 1枚

CD-Rに保存し提出すること。（CD-Rに本業務名、会社名を記載しクリアケースに入れること。）

### (6) その他

- ① 提出期限以降の企画提案書の差し替え又は再提出は認めない。
- ② 本要領や仕様書に示していない内容であっても、当組合にとって有益になると思われるものについては、積極的に提案すること。

## 7. 審査方法

### (1) 契約候補者の選定

参加資格の審査、企画提案書の審査、評価、選定及びその他本プロポーザルに係る庶務は、当組合職員で構成する「岩内消防署庁舎照明設備LED化事業に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置して行う。

企画提案書の提出を受けたあと、企画提案者によるプレゼンテーションを行い、評価が最も優れている事業者を第1優先契約候補者として決定する（次点者も決定する。）。

なお、本プロポーザルに参加した他の参加者の情報、審査結果及び評価点は公開しない。審査結果については、提案者全員に対し自己の結果のみを通知する。評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。

また、審査及び結果に関する異議は受け付けないものとする。応募が多数の場合（5件を超える場合を想定）は、審査委員会において書類による1次審査を実施し、1次審査を通過した参加者のみプレゼンテーションを実施する場合がある。その際には1次審査結果を提案者全員に通知する。

### (2) プレゼンテーション

企画提案内容を確認するため、プレゼンテーションを及び審査委員からの質疑応答を行う。

- ① 実施日程 令和8年4月27日(月)から4月28日(火)の間で実施  
※詳細な日時等については、別途通知する。
- ② 実施場所 岩内・寿都地方消防組合岩内消防署庁舎 2階会議室
- ③ 企画提案の説明及びヒアリング  
1者あたり30分程度(プレゼンテーション:20分、質疑応答:10分程度)を予定。
- ④ 審査項目 別紙のとおり。
- ⑤ 最高得点者が2者以上ある場合(同点の場合)の決定方法  
上記④審査項目のうち「提案内容」の点数の合計点が高い者を契約候補者に決定する。なお、「提案内容」の点数の合計点も同点の場合は、審査委員会の協議により決定する。
- ⑥ 参加者が1者の場合であっても審査は実施する。ただし、委員の総合計点が最低基準点(6割)に満たない場合は、契約候補者として選定しない。
- ⑦ 委員の総合計点が最低基準点(6割)を超えない場合は、契約候補者として認めない。
- ⑧ その他  
必要機材のうちスクリーン及びプロジェクターは当組合が用意する。その他プレゼンテーションに必要な機器等がある場合は、事前に当組合と協議すること。

### (3) 審査結果

審査結果は、プレゼンテーション参加者に対し、〈様式第6号 企画提案書の審査結果について〉を電子メールで通知する。

## 8. スケジュール

- |                 |                             |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 公募開始        | 令和8年 3月16日(月)から             |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和8年 3月25日(水) 17時00分まで      |
| (3) 質問書の回答期限    | 令和8年 3月30日(月)まで             |
| (4) 参加表明書の提出期限  | 令和8年 3月31日(火) 17時00分まで      |
| (5) 資格審査結果通知    | 令和8年 4月 2日(木)               |
| (6) 企画提案書等の提出期間 | 令和8年 4月15日(水) 17時00分まで      |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和8年 4月27日(月)から4月28日(火)までの間 |
| (8) 結果通知        | 審査後10日以内                    |
| (9) 契約の締結(仮契約)  | 令和8年 5月上旬頃(予定)              |
| (10) 議会の議決(本契約) | 令和8年 7月上旬頃(予定)              |

## 9. その他

- (1) 企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次の条件のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。
  - ① 企画提案者の内容に虚偽の内容が記載されている場合
  - ② 企画提案書に記載がない事項に関する提案が含まれている場合
  - ③ 関係者に対して工作など不当な活動を行ったと認められる場合

- ④ 企画提案書が定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- (3) 参加者から提案された関係書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書の機密保持には十分配慮する。
- (5) 参加表明書又は企画提案書の提出後に辞退する場合には、辞退理由等を記載した〈様式第7号 辞退届〉を提出すること。辞退することによって、今後の岩内・寿都地方消防組合との契約等に不利な取扱いをするものではない。

10. 担当部局（書類提出先・問合せ先）

岩内・寿都地方消防組合消防本部総務課総務係  
〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台8番地1  
TEL 0135-62-2403 FAX 0135-63-1755  
Mail fh-somu@iwanai-suttsu-area119.jp